

## 令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第10回）議事録

■日時 令和4年3月18日（金）午前10時00分～午前11時02分

■場所 WEBによるオンライン会議

### ■出席委員

柳会長、宗方第二部会長代理、池邊委員、池本委員、日下委員、小林委員、廣江委員  
袖野委員、保高委員、渡邊委員

### ■議事内容

#### 1 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

（仮称）中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業

⇒ 大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて審議を行い、景観の事項に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

#### 2 環境影響評価書案に係る総括審議

羽田空港アクセス線（仮称）整備事業

⇒ 騒音・振動に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。  
総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

#### 3 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業【2回目】

⇒ 前回到引き続き、選定した項目について、質疑及び審議を行った。

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第10回）

速 記 録

令和4年3月18日（金）

Webによるオンライン会議

(午前 10 時 00 分開会)

○下間アセスメント担当課長 おはようございます。時間になりました。本日は、委員の皆様方、御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 12 名のうち 10 名の御出席を頂いており、定足数を満たしております。

これより令和 3 年度第 10 回第二部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は宮越部会長が御欠席のため、部会長代理の宗方委員に進行をお願いしております。

本日は傍聴の申出がございました。それでは、宗方委員、よろしくをお願いいたします。

○宗方部会長代理 おはようございます。本日、部会長代理を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○宗方部会長代理 ただいまから第二部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「(仮称) 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議、「羽田空港アクセス線(仮称) 整備事業」環境影響評価書案に係る総括審議、「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議(2 回目)、その他となります。

○宗方部会長代理 それでは、次第 1 の「(仮称) 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議を行います。

それではまず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 事務局から資料の説明を申し上げます。資料 1-1 を御覧ください。

「1 選定した環境影響評価の項目」ですが、「大気汚染」「騒音・振動」「土壌汚染」「地盤」「水循環」「日影」「電波障害」「風環境」「景観」「自然との触れ合い活動の場」「廃棄物」「温室効果ガス」の 12 項目です。選定した評価項目について意見がございます。後ほど御説明い

たします。

「2 選定しなかった環境影響評価の項目」は、「悪臭」「水質汚濁」「地形・地質」「生物・生態系」「史跡・文化財」の5項目です。これについての意見はございませんでした。

「3 都民の意見書及び周知地域区長の意見」は別紙のとおりとなります。次のページにお進みください。

「1 意見書等の件数」は、都民からの意見書は2件、周知地域区長からの意見は中野区長及び杉並区長の2件、合計4件ございました。

「2 都民からの主な意見」です。要約して説明いたします。

「高円寺北一丁目は、第1種低層住居専用地域で閑静な住宅街である。超高層ビルを乱立させることができるようにする今回の事業は、221号線の拡幅、通過車両の増加、風害、日影増などの問題がますます増大することになるため、これ以上、開発区域周辺の住民から幸せな生活をむしばむ事業は直ちにやめるべきであり、サンプラザの「超高層超巨大化」に反対する。」「風があるときかなり強風を感じる。現在でもこのような状況なのに、今の倍ほどのビルができたら大変。」「今でも高層ビルが建ち、空を狭くしている。これ以上空を狭くしないでほしい。」等の意見でございました。

次に、周知地域区長からの意見です。要約して説明いたします。

まず中野区長からは、全般的な要望として、計画地周辺の区民や関係自治体等からの意見や要望に対することや、分かりやすい説明と情報提供を求めるものでした。

また、環境影響評価の項目に係る意見としましては、「騒音・振動」に対して、工事の完了後における熱源施設等の稼働に伴う騒音・振動に関しては、関係法令の規制基準も考慮することを求める意見です。

次に「廃棄物」に対して、「廃棄物調査の使用資料には、中野区一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画の使用や、事業所部分だけではなく、住居部分の廃棄物及び資源についても調査し、中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例中の「事業者の責務」以外に、同条例中の「区民の責務」及び中野区集合住宅の建築及び管理に関する条例についても参照されたい。」との意見です。

「温室効果ガス」については、国の温室効果ガス削減目標及び区のゼロカーボンシティ宣言を踏まえ、二酸化炭素の排出削減を行うことを求める意見です。

また、その他の意見として、道路環境に関して、道路管理者及び交通管理者と協議を求める意見がございました。

次に、杉並区長からの意見です。

まず全体的な意見として、住民への分かりやすい説明、関係者等からの意見・要望等を尊重すること、計画地周辺では他の事業が施行、計画等されていることから、工事用車両等の影響について、可能な限り把握し、交通安全等を求めるもの、公害に関して万全を期すること、アスベストに関して適切に処理すること、杉並区基本構想、杉並区環境基本計画について、内容の反映を求める意見がございました。

評価項目に関する意見としましては、「(1) 電波障害」に対して、工事完了後だけでなく、施行中も予測の対象時点とすること、電波障害を可能な限り回避し、低減措置を工事施行中・完了後にわたり検討を行うことを求める意見がございました。

「景観」については、杉並区景観条例等に基づき策定された杉並区景観計画の方針に沿うことに努めるよう要望する意見がございました。

「日影」に関しては、季節・時間帯によっては、建物の7倍以上の日影が生じる場合があることから、いつでも住民等に説明できるようにすることを求める意見がございました。

「その他」としまして、建築物の反射光等についても十分な配慮を求めるものや、環境影響評価の項目及び調査等について変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応を求める意見がございました。

それでは、前のページにお戻りください。選定した環境影響評価の項目について、委員から意見がございました。

#### 【景観】

計画地近傍の中野駅北口付近は、歩行者デッキ等が整備され、不特定多数の人の利用頻度や滞留度が高い場所と考えられることから、必要に応じて景観の調査地点の追加を検討すること。

資料説明は以上となります。

○宗方部会長代理 ありがとうございます。

最後に出てきました「選定した環境影響評価の項目」で「景観」の意見なのですが、私が担当しておりますので、私、宗方からこれから補足の説明をさせていただきます。

景観の調査地点、調査計画書の135ページに何点もの指示がございますけれども、今出ている資料にありますように、計画地近傍の中野駅北口付近では調査地点が全然設定されてお

りません。本地点、駅前から歩行者デッキなどが整備されて、この地域にいらっしゃる方々の多くの人の利用あるいは滞留というものが考えられます。そのために、必要に応じて調査地点の追加を駅近傍に検討する必要があると考えております。これは次回部会において総括審議項目として挙げていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうかという説明です。以上です。

ただいまの私の説明について何か御意見がありましたら御発言ください。御発言される委員の方は、最初にお名前をお願いいたします。

特に御発言はありませんね。

では、御意見がないということで、そのほかについて御意見を伺いたいと思います。

まず、「騒音・振動」につきまして、廣江委員からコメントなどございますでしょうか。

○廣江委員 ありがとうございます。「騒音・振動」に関して、そこに書いているとおりでおおむねよいと思うのですが、先ほどの中野区長からの意見にもありましたとおり、前回私も申し上げたと思いますが、熱源施設についての騒音・振動、それから低周波音について、影響が少ないので考慮しないような御発言があったように思いますが、これはまだその影響があるところにつくかどうかははっきりしない状況ですので、こういう場合は、やはり必要に応じて考えておくということが必要だと思いますので、その点は十分配慮していただきたいというのが追加のコメントです。

○宗方部会長代理 どうもありがとうございました。では、今の廣江委員からの御意見を事務局から事業者に伝えていただくようお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 承知いたしました。

○宗方部会長代理 それでは、引き続き総括審議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 それでは、事務局から説明いたします。資料 1-2 を御覧ください。

「(仮称) 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について (案) でございます。

## 第1 審議経過

本審議会では、令和4年1月25日に「(仮称) 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について

諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表については、次のページに部会の審議事項としてまとめております。

## 第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

次に指摘する事項というのは、先ほど御説明させていただいた「景観」の意見となります。先ほどの項目別審議の意見の内容と同じですので、省略させていただきます。

## 第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

説明は以上となります。

○宗方部会長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について何か御意見がございますでしょうか。——よろしいですか。

では、特に御意見がないようですので、ただいま説明した内容で次回の総会に報告いたします。

○宗方部会長代理 それでは、続きまして、次第2の「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」環境影響評価書案に係る総括審議を行います。

まず、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方はWebでの出席となります。では、事業者の方に入室していただいでください。

（事業者入室）

○宗方部会長代理 本日の進め方ですが、最初に事務局から前回の審議内容及び「都民の意

見を聴く会」について、事業者から前回の回答補足について説明していただきます。この説明の後に、事業者に対する質疑を行います。事業者質疑が終わりましたら、事業者には退席していただいて、総括審議を行います。

それではまず、事務局から前回の審議内容についての説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、資料 2-1 を御覧ください。資料 2-1 は、前回の審議内容を整理したものとなります。各委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに「騒音・振動」「土壌汚染」「地盤」「水循環」「景観」「史跡・文化財」「廃棄物」「温室効果ガス」の順序で取りまとめており、合計 13 件、環境影響評価項目以外の「その他」が 1 件となりました。なお、「騒音・振動」番号 2 については、この後、事業者から補足説明がございました。

前回に追加となった事項は、「取扱い」欄に「2/16」（2 月 16 日）と記載しています。前回で追加となった項目は、12～13 ページの「騒音・振動」番号 2、15 ページの「地盤」番号 1、18 ページの「史跡・文化財」番号 1、19 ページの「廃棄物」番号 3、20 ページの「温室効果ガス」番号 1、21 ページの「その他」番号 1 となります。

また、前回で総括審議事項に取り上げるものとしたものには、右の欄「取扱い」に「総括審議事項へ」を記載しております。2 つございまして、1 つ目は 12～13 ページの「騒音・振動」番号 2、2 つ目が 14 ページの「騒音・振動」番号 3。以上 2 点が総括審議事項となっております。2 つの総括審議事項について御説明いたします。

1 つ目の「騒音・振動」番号 2 についてですが、沿線には中高層住宅があり、工事の完了後の鉄道騒音において大きな影響を受ける場所があることから、騒音を低減する対策と、その対策の実施後の効果に係る報告について質疑が行われました。事業者からは「防音壁のかさ上げや吸音板の設置など対策を検討し、対策後の測定結果を報告する。」と回答がございました。

2 つ目は「騒音・振動」番号 3 についてですが、建設時の騒音・振動について、夜間の施工は睡眠を妨害し、大きな苦情につながる可能性があることから、住民へ情報発信を行う点について質疑が行われました。事業者からは「工事の施行前に工事説明会等で説明するとともに、施行中はチラシや看板等で周知する。」との回答がございました。

事務局からの説明は以上となります。

○宗方部会長代理 ありがとうございます。

では、前回の質疑について何か修正などございましたら、お願いいたします。なお、事業



内容や評価書案に関する個別の質問については、この後の事業者の方との質疑応答のときにお願いいたします。

特にございませんね。

では、特に御発言がないようですので、続いて2月17日に開催された「都民の意見を聴く会」について、また事務局から報告をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 22 ページ、資料 2-2 を御覧ください。2月17日に行われました「都民の意見を聴く会」における公述意見の概要について説明いたします。

公述人は1名でした。

評価項目でまとめますと、「大気汚染」「騒音・振動」「水質汚濁」「地盤」について意見がございました。

「大気汚染」については「大気汚染を評価項目に選定していない理由が見解書に示されているが、工事用車両の通過ルートとなる大田区内の道路の環境状況を考慮していない。」、「騒音・振動」については「大田区内幹線道路面的評価監視調査によれば、大田区内の基準点の等価騒音レベルは10区間中、昼間は4地点、夜間は7地点で環境基準を超過しており、そこに工事用車両が加わることが心配である。」、「水質汚濁」については「工事で発生する排水を公共下水道に流すとしているが、大田区の水辺の環境悪化につながる。」、「地盤」については「約5kmにわたってシールドトンネル工法で敷設する工事は、地盤沈下被害をさらに大きくすることにつながる。」との意見でした。

説明は以上となります。

○宗方部会長代理 ありがとうございます。

それでは、前回の質疑応答の「騒音・振動」について事業者から補足があると伺っております。事業者からの説明をお願いいたします。

○事業者 それでは、本日、回答補足について2点ございます。よろしくをお願いいたします。

まず、12ページの「騒音・振動」の2つ目の項目の中段となります。委員から「騒音対策について画期的な対策を希望する。鉄道総研で具体的な対策を考えているようなので、参考にしてほしい。」という意見を頂いております。これに対する回答補足ですが、近接する中高層住宅に対しては、さらなる防音対策として、可能な範囲でさらなる騒音低減に向けた対策の実施に努めていきます。その上で、騒音対策について、最新の技術や知見の把握、検討を行います。休止中の高架構造物を活用するために、高架橋の設計性能等の確認を行った上で防音壁のかさ上げ等を検討していきます。最新の素材や形状、性能を比較した上で、吸音

板等の設置を検討いたします。これらのことを評価書（環境保全のための措置）に記載いたします。

続いて、13 ページの「騒音・振動」の2つ目の続きの項目のうち、上段となります。委員から「考えられた最良の対策の効果を確認することは非常に重要である。高さ方向の測定を検討し、計画書に書けないのであれば、報告してほしい。」という御意見を頂いております。これに対する回答補足ですが、事後調査において、実施した対策の効果を確認する。その結果は事後調査報告書で報告する。このことを評価書（環境保全のための措置）に記載します。

以上で回答補足についての説明を終わらせていただきます。

○宗方部会長代理 ありがとうございます。

では、ただいまの事業者の補足説明等に関して、事業者の方と質疑応答をこれから行うことといたします。委員の方から御意見や御質問をお願いいたします。

では、廣江委員、お願いいたします。

○廣江委員 短い間にいろいろと御検討いただきまして、ありがとうございます。

1 つ確認したいのですが、防音壁というのは、今のところやはり高架端の防音壁ということでしょうか。私が知る限り、民鉄などでは線間に低い防音壁を立てるということを行っているところもあると認識しております。いかがでしょうか。

○事業者 今の廣江委員の御発言に関してでございますが、おっしゃるとおり、民鉄路線におきまして、線路の脇に低い形の防音壁というものを設けている事例があることは私どもも把握してございます。また、高さ方向への騒音の影響を低減するために、防音壁について、内側に斜角を設けて設置している事例もあるということも把握しておりまして、この辺りも含めまして、様々な方面から検討してまいりたいと考えてございます。

○廣江委員 ありがとうございます。一応想定されているということで、安心しました。高所空間への、レールより高い空間への遮蔽効果を高架端の防音壁で得るためには、その見通しを隠す必要がありますので、いわゆる外環自動車道に見るような8mとか10mクラスの防音壁を立てなければならないということが容易に想像でき、休止線、古い構造物への適用は多分難しいと思っておりましたので、ぜひ重量的にも問題のない、効果がある程度見込めるようなものを実施していただき、少しでも沿線の騒音が下げられるように努めていただきたいと思いますし、その方向で進めているということで御回答いただいたと理解しました。ありがとうございます。

○宗方部会長代理 ありがとうございます。

その他どなたか御意見、御質問などございますでしょうか。

廣江委員、どうぞ。

○廣江委員 もう一つ。対策という意味では、結局のところ、車両とレールは出すということですので、池本委員からも御質問があったと思いますが、車両とかそういうところの管理、あるいは導入される車両というのはどういったものを考えていらっしゃるでしょうか。いろいろなところから乗り入れるので、新型ばかりではない可能性はあるのでしょうか。

○事業者 今の廣江委員の御質問に対してでございます。車両の導入につきましては、まだ開業時期まで少し時間があるものですから、まだはっきりとどういう車両が導入されるかということは確定してございません。ただ、今回、本羽田空港アクセス線に接続する路線につきましては、東海道線を経由して東京方面につながるということでございますので、現在、上野東京ラインを走行している車両が乗り入れるというような考え方になると考えてございます。現状を見ていただきますと、車両としましては比較的新しい車両が同路線には走行しておりますということは現状の事実としてはございます。ただ、最終的にどういう車両になるかということところは、現時点では決まっていないところではございます。

○廣江委員 ありがとうございます。現地視察の折に山手線を走るいろいろな電車音を聞いて、池本委員のほうからも「新しい電車は静かなんだな」という意見がありましたように、やはり古い車両——車両は大体 20 年、30 年使い回すものだということは十分理解しているのですが、走る車両はできるだけ静かな車両を、特に時間帯をうまく考えつつ運用していただければと思います。住民からのいろいろな調査をしていますと、「あの電車がうるさい」ということをよく言われる方が多いので、古い電車が夜間大きな音を出して走らないよう、運用面も考えて今後進めていただければと思います。これはコメントです。ありがとうございます。

○宗方部会長代理 いろいろと御指摘、ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。——よろしいですね。

では、特にほかに御発言がないようですので、質疑は終了したいと思います。

事業者の皆様、どうもありがとうございました。事業者の方は退室してください。

(事業者退室)

○宗方部会長代理 では、続いて環境影響評価書案に係る総括審議に移ります。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、資料 2-3 を御覧ください。資料 2-3 は、環境影響評価書案について、第 1 として部会での審議経過と、第 2 として審議の結果を記載しております。環境影響評価書案の審議結果のまとめに当たって、先ほどの総括審議事項を踏まえて、環境影響評価項目の担当委員から意見があり、指摘する事項としております。

それでは、内容について御説明いたします。

## 第 1 審議経過

本審議会では、令和 3 年 8 月 20 日に「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表には審議会、部会等の審議事項をまとめております。

## 第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

### 【騒音・振動】

- 1 高架橋区間には中高層の住宅等が近接し、工事の完了後に鉄道騒音の著しい影響が懸念されることから、更なる環境保全のための措置を検討し、より一層の鉄道騒音の低減に努めること。また、事後調査において、可能な限り影響を代表する地点における高さ方向の測定を行い、環境保全のための措置の効果を確認し、必要に応じて更なる対策を講じること。
- 2 建設作業に伴う騒音・振動は、予測結果が勧告基準と同値又はわずかに下回る工種があること、また、夜間にも工事が実施されることから、沿線住民に対して、工事内容等の詳細な情報を積極的に提供するとともに、環境保全のための措置を徹底

し、建設作業による騒音・振動の低減に努めること。

説明は以上となります。

○宗方部会長代理 ありがとうございます。

審議結果について、環境影響評価項目の担当委員から補足することがあればお願いします。

「騒音・振動」担当の廣江委員、お願いできますでしょうか。

○廣江委員 ありがとうございます。先ほど事業者から、この方針に従ってほぼ行っていただけということが分かりましたが、やはりここできちっと事後調査についても行うということをおきたいということと、「都民の意見を聴く会」でお一人からの陳述がありましたが、この区域ではなくて隣の大田区であって、そこを通過する工事車両とかいろいろなことを心配される方がいらっしゃると思いますので、建設工事についても低減に努めることというふうにさせていただきました。

○宗方部会長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について御発言がございましたらお願いいたします。

特に御発言がないようですので、総括審議を終了いたします。ただいま説明した内容で今回の総会に報告いたします。

○宗方部会長代理 それでは、次第3の「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まず、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方はWeb上での出席となります。では、事業者の方に入室してもらってください。

(事業者入室)

○宗方部会長代理 本日の進め方ですが、最初に事務局から前回の審議内容を説明していただきます。説明の後、事業者の回答内容の再確認を含め、事業者に対する質疑を行います。事業者の方の出席は今回までとなりますので、委員の皆様は確認したい点や疑問点などを十分に議論していただきますようお願いいたします。質疑が終了いたしましたら、事業者は退席します。その後、次回の総括審議に向けて、各委員より総括審議事項の候補となる事項を挙げていただきたいと思いますと考えております。御協力のほどよろしくようお願いいたします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 それでは、資料3を御覧ください。資料3は、前回の部会に

おける審議の内容を整理したものととなります。委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに「騒音・振動」「景観」「史跡・文化財」「その他」の順序で取りまとめており、合計5件、環境影響評価項目以外の「その他」が2件となりました。

指摘、質問事項等は、「取扱い」欄に前回の日付として「2/16」と記載してございます。

前回の指摘等の項目は、26ページの「騒音・振動」番号1、26ページの「景観」番号1、27ページの「史跡・文化財」番号1、27ページの「その他」となります。要約して内容を御説明いたします。

「騒音・振動」に関してでございます。番号1として、「評価書案で建設工事期間の最大振動レベルが解体工事と新築工事でぎりぎりな線である。改善の余地等はあるのか。」との質問に対し、「最大の建設機械が同時に稼働するという条件で予測している。工事着工前には効率的な建設機械の配置や稼働などにより、さらなる低減に努めたいと考えている。」との事業者回答がありました。このことに対し、この街区の解体は特にジャイアントブレイカー等、破碎などを行う機械が集中的に動いていることが、この大きな振動レベルの予測につながっていると思うので、書かれている環境保全のための措置以外に何か具体的に記載することへの助言がございました。

次に「景観」でございます。景観に関しては番号1として、評価書案を見ると、北東側から見た場合、大きな、南北方向に長いデザインとなることについて質疑が行われました。事業者からは、「敷地形状が南北に長いので、東西面に対してかなりの壁長となることは認識している。配慮事項として、A街区とB街区を分棟配置し、2棟構成とすることで、1棟構成よりは壁面の長さに圧迫感がないようにしているほか、景観協議の中で、基壇部と高層部を分節するようなデザイン構成など、圧迫感低減に今後も努めていきたいと考えている。」との回答に対し、「基壇部と上を分けるというだけではなくて、上に関しても何かデザイン等の工夫ができないか。」との助言があり、了承した旨の回答が事業者からございました。

次に「史跡・文化財」に関してです。番号1として、中央区教育委員会との話について質疑が行われました。事業者の方からは、「計画地は周知の包蔵地の範囲からは外れているが、教育委員会とは協力できる範囲で今後も調査について打合せを始めた。」「近隣の開発の中でも江戸時代の生活に関わるようなものがいろいろ出てきているという話は伺っている。文化財が残っている可能性があるエリアというのは限られているが、地上建物解体後に調査できるよう打合せをしている。」との回答に対し、これで大丈夫であるというような表現であるが、ちょっとニュアンス的には違うので、その辺りは把握していますということを理解できるよ

うな表現にすることへの助言があり、「承知した」との事業者回答がありました。

「その他」に関しては、熱源計画、地盤、水循環についてそれぞれ指摘、質問があり、それぞれの回答が事業者からございました。

資料の説明としては以上です。

○宗方部会長代理 ありがとうございます。

では、前回の質疑内容について、御意見や修正などがございましたらお願いいたします。発言される際は、最初にお名前をお願いします。なお、事業内容や評価書案に関する質問については、この後、事業者の方との質疑応答のときをお願いいたします。——特にないですね。

では、続いて、事業者の方との質疑応答を行うことといたします。御出席されている委員の方から御質問や御意見をお願いいたします。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

では、まず、「大気汚染」に関して、日下委員、何かございますでしょうか。

○日下委員 特にございません。

○宗方部会長代理 ありがとうございます。

では、順番に行きましょう。「騒音・振動」に関しては、廣江委員は何かございますでしょうか。

○廣江委員 ありがとうございます。前回、振動は特に気になる点をもう指摘してありますので、「騒音・振動」についてはございません。

○宗方部会長代理 ありがとうございます。

それから、「日影」と「風環境」と「景観」は全部私ですので、コメントを今しておきます。「景観」に関しては前回の質疑のとおりで既に満足しておりますが、風に関してコメントを加えさせていただきます。防風対策を考慮した場合に、計画建物の建設による計画地周辺の風環境が、建設前と比較すると領域の変化は見られるが、全て中高層市街地、オフィス街で見られる風である領域Cに収まっており、強風地域、つまり好ましくない風環境の領域Dがないというふうにされているのですけれども、実際には領域C、オフィス街で見られる状況ですね、この地点が計画地において増加するという状況が出ております。したがって、オフィス街ということで、許容範囲というふうに解釈されていますけれども、やはり強い風が多くなるというのは好ましくないので、風環境に与える影響の低減に極力努めていただき、それについては事後調査において確認していただき、もし必要となればさらなる対策を講じる

必要があるのではないかと考えております。

コメントですので、事業者からの回答は別に頂かなくていいのですよね。

○下間アセスメント担当課長 もし事業者から何かコメントすることがあれば事業者に伺っていただければと思うのですが、なければそのまま結構です。

○宗方部会長代理 事業者の方、努力してほしいという願望で伝えていきますので、具体的な対策はすぐ出るとは思いませんが。よろしいですか。

○事業者 おっしゃられるように、領域Cの地点が数地点増加することになります。逆に、2地点、Cの地点がBになるといった地点もあるのですけれども、トータル数地点、領域Cという地点が増えてしまうということになります。配慮としましては、昭和通り側、ピロティ一の歩行者空間を設けまして、歩行者が風環境としてはいいところを歩行できるといったことにも配慮しながら計画を進めております。以上でございます。よろしく願いいたします。

○宗方部会長代理 将来的には首都高の高架が大分形状が変わりますけれども、現状の検証のときには現状の高架の形でやっているのでしたっけ。

○事業者 はい。我々の事業が完了した時点で、まだ首都高の高架は残っているといたような状況がございますので、検討としましては、高架があるといた状況で検討させていただいております。

○宗方部会長代理 となると、この事業が完了した後、首都高の状況がまた変わったりすると、それまで大きくなるわけではないから、弱かったところがさらに強くなるという可能性もあるわけですから、できるだけ配慮を先々のことも考えて御検討いただければと思います。これはコメントです。

○事業者 承知しました。ありがとうございます。

○宗方部会長代理 よろしく願います。

では、風に関してはこれでよしとして、次に「電波障害」に関して、今日、小林委員はいらしていますね。何かありますでしょうか。

○小林委員 特に電波障害に関しては特別考慮していただきたいようなことはございませんので、問題はないかと思えます。

○宗方部会長代理 ありがとうございます。

「史跡・文化財」については先ほどこの中にもリストに載っていましたが、さらに何か出てきたものとかはありますか。

一通りお声がけしましたけれども、何か言い忘れたみたいなことがどなたかございますで



しょうか。

池本委員、お願いします。

○池本委員 「廃棄物」担当なので特にあれなのですけれども、区長の意見でも、工事中に関してかなり心配が出されていたと思います。あと、こっちの八重洲口、日本橋地区関係は条例アセス事業がかなりあるということで、ほかの案件でもおそらくお話をほかの先生方もされていると思うのですが、工事間の連絡調整とか、そういったようなところの環境配慮をしっかりとやっていただけたらいいのかなと感じましたので、コメントとしてお伝えさせていただこうと思います。

○宗方部会長代理 ありがとうございます。何か事業者の方からすぐ今のコメントに対してお返事などありますか。

○事業者 必要に応じて事業間で調整を図りながら進めていければと考えております。

○宗方部会長代理 どうぞよろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

袖野委員、お願いします。

○袖野委員 御説明どうもありがとうございました。

これまでに御指摘があったのかどうか、重複してしまっていたら申し訳ないのですけれども、「温室効果ガス」のところ、地域冷暖房であったり、エネルギーの高効率利用であったり書いていただいていたのですけれども、創エネの部分が見当たらなかったのかなと思いついて、カーボンハーフに向けて今東京都は取組を加速させているところですので、そういった、エネルギーを生み出すというほうについてもぜひ御配慮いただければなと思います。よろしく願いいたします。

○事業者 最上階、屋上の部分なのですけれども、A棟、B棟共に設置できる範囲で太陽光パネルなど、創エネに寄与するような設備は設置していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○袖野委員 ありがとうございます。

○宗方部会長代理 あとは何かございますでしょうか。

ちょっと分野違いなのですけれども、工事施行中の建設機械稼働による二酸化窒素の予測が環境基準を超えているようですけれども、その辺はいかがでしょうか。ちょっと分野違いの質問なので申し訳ないですけれども。

○事業者 こちらの予測上、建設機械がフル稼働するというような条件で予測させていただ

いております。騒音・振動と同様、工事に先立ちましては、効率的な稼働等に配慮しまして、低減に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○宗方部会長代理 実際の工事期間中いろいろとあると思いますけれども、その辺の運用にも十分配慮していただくということで、どうぞよろしくお願いいたします。

あとはよろしいですか。一通り伺いましたかね。何か言い足りないみたいなことがございましたら。

○日下委員 「大気汚染」で二酸化窒素の予測が基準を超えていて寄与率も高いということをつたし、前回お聞きしたのですけれども、それについて結局どうなったのか、御説明をお願いできるでしょうか。

○宗方部会長代理 先ほど私に御回答いただいたことをもう少し詳細にというようなことでしょうかね。

○事業者 前々回のときに頂いたかと思いますが、先ほど御説明させていただきましたように、今、予測の段階では、今想定し得る範囲で最大と考えております形で予測条件として設定させていただいております。今後、実際工事着手前に施工者が決まりましたら、さらに効率的な建設機械の稼働等を検討いたしまして、それらを反映しまして環境への影響低減を図っていきたくて考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○宗方部会長代理 日下委員、よろしいですか。

○日下委員 はい。

○宗方部会長代理 ありがとうございます。

では、ほかに何かございますでしょうか。

廣江委員、お願いします。

○廣江委員 そういう意味では、私も指摘事項に対する回答を頂いていたかどうか確認なのですけれども、コメント的な発言だったと思いますが、一番気になるE街区の振動についての配慮について何か書けないかというようなことを申し上げたと思いますが、それに対する記載が見当たらないので、そこだけ確認させてください。

○宗方部会長代理 事業者の方、よろしくお願いいたします。

○事業者 今、振動レベルが大きくなるのは、ジャイアントブレイカー等を設定しているのが原因かと考えております。ですので、ジャイアントブレイカーも全てに使うわけではなく、どうしても使わなければいけないときには使わなければならないのですけれども、その辺り、他の建設機械で可能であるならば、そちらの建設機械を使うといったようなことも考慮に入

れまして詳細な検討をして、実際の施工に入っていければと考えております。よろしく願いいたします。

○廣江委員 では、その辺り、今の記載の中に書いてあるのかもしれませんが、今のような配慮をもし書いていないのであれば追加して書いていただければと思いますので、よろしくお願い致します。

○事業者 承知しました。

○宗方部会長代理 ありがとうございます。先ほどの二酸化窒素のことも同様ですけれども、その辺の配慮についての説明は極力ちゃんと示していただければと思います。

ほかにございますか。

池本委員、お願いします。

○池本委員 「廃棄物」ではないのですけれども、今やり取りされている話の中で、予測が悪条件側で行われているということで、寄与率も高くなったり、環境基準を超えたりというような御説明だったと思うのですが、定量的な予測をするその考え方としては、悪条件側で、一番悪いときにどうかというのもあると思うのですけれども、何が一番影響として効いてくるのかとか、寄与率に対して影響しているのかとか。今、騒音・振動の話はジャイアントブレーカーの話があったりしたと思うのですが、大気のほうもそういったような検討材料にさせていただいて、保全対策を考える際の材料としていただくのがいいのかなと思いました。大気に関してはバックグラウンドの影響をかなり、地区に応じて結構それが影響してしまうので、しょうがない部分もあるかもしれないのですが、寄与率とか、どういったことが寄与するのかという、例えば条件設定とかで、どうしたら寄与が少なくて済むのかとか、そういったような検討も材料としていただくのがいいのかなと感じました。

○宗方部会長代理 ありがとうございます。事業者の方、どうぞ。

○事業者 承知しました。検討してまいりたいと思います。よろしくお願い致します。

○宗方部会長代理 あとはよろしいでしょうか。手は挙がっていませんね。ほぼ出尽くしましたでしょうか。

それでは、特に御意見がないようですので、質疑はここで終了したいと思います。

事業者の皆様、どうもありがとうございました。事業者の方は御退室してください。

(事業者退室)

○宗方部会長代理 それでは、以上の議論を踏まえて、次回行われます総括審議に向けた審議事項の候補を挙げていただきたいと思います。委員の皆様からの御提案をお願いします。

では、日下委員、お願いします。

○日下委員 先ほども質問したのですけれども、大気汚染の濃度も高いですし、寄与率も高いですし、それについて一応説明があったのですけれども、いま一つどう対応するかよく分からなかったのので、これについて審議事項に入れていただければと思います。

○宗方部会長代理 ありがとうございます。

廣江委員、お願いいたします。

○廣江委員 いろいろと検討していただくという御回答は得ましたが、今の時点で予測は非常に高い状況ですので、「騒音・振動」も審議事項に入れていただければと思います。よろしくをお願いします。

○宗方部会長代理 ありがとうございます。

私も発言しておりましたので、「風環境」に関してもまだまだ将来変化する可能性も多々あるわけなので、できるだけ配慮していただけたらと思いますので、「風環境」についても総括審議項目として挙げていただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。——よろしいですね。ありがとうございました。

では、総括審議に向けてまとめるに当たっては、ただいま私も含めて御意見のありました「大気汚染」「騒音・振動」「風環境」を候補としたいと思います。これらの各審議案件については、部会長と各項目の委員と個別に相談していきたいと思いますが、最終的な案へ向けでは部会長に一任していただければと思います。

○宗方部会長代理 では最後に、今日の次第にありました「その他」について何かございますでしょうか。——ないでしょうか。

事務局の方、よろしいですね。

○下間アセスメント担当課長 結構です。よろしくをお願いします。

○宗方部会長代理 では、「その他」もないということですので、これもちまして本日の第二部会を終わります。皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は、退出ボタンを押して退出してください。

(傍聴人退室)

(午前 11 時 02 分閉会)